

# 特定非営利活動を実施していない法人に対するフロー

H29.12 県民活動課 NPO・協働推進担当

期日	対応				備考	例
《事業年度終了後》	未活動1年目	未活動2年目	未活動3年目以上		前年度までの事業報告書等を提出していない法人	3月31日
	設立初年度の法人 (1事業年度目)	前年度までの事業報告書等を提出している法人				
3月後	設立2年目以降の法人 (2事業年度目以降)					
《事業報告書等提出期限》	直近事業報告書等提出後					6月30日
1回目	(未活動が1年未満)	(未活動が1年以上)	(連続未活動が2年以上)	(連続未活動が3年以上)	← <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     &lt;&lt; 提出期限に事業報告書等が未提出の法人 &gt;&gt;                      ↓                      ①事業報告書等提出に係る督促書を代表者宛に送付                      ②事業報告書等提出に係る督促書を役員全員宛に送付                 </div>	7~8月
	①口頭で今後の活動の有無を確認 →口頭で <b>事業実施</b> を指導 【指導した旨を記録】	①口頭で今後の活動の有無を確認 →口頭で <b>事業実施</b> を指導 【指導した旨を記録】	①口頭で今後の活動の有無を確認 → <b>文書</b> で <b>事業実施</b> を指導(別紙1) 【指導した旨を記録】	①口頭で今後の活動の有無を確認 → <b>文書</b> で <b>自主解散</b> を依頼(別紙2) 【依頼した旨を記録】		
2回目以降		②期間を置いて過去に指導した記録がある場合 → <b>文書</b> で <b>事業実施</b> を指導(別紙1) 【指導した旨を記録】	②期間を置いて過去に指導した記録がある場合 → <b>文書</b> で <b>自主解散</b> を依頼(別紙2) 【依頼した旨を記録】	↓		
				依頼後、一定期間(概ね3ヶ月後)経過しても自主解散しない場合 ↓ 弁明の機会の付与 ↓ 改善命令 ↓ 聴聞 ↓ 設立認証の取消し	随時口頭で状況把握と指導  今後実施予定の事業計画書の公表など命令	11~12月
						3月末

※ 事業報告書等を3年以上継続して提出しない法人は除く。(事業報告書等の期限内未提出法人に対するフローに従う)